

## 福岡市障がい者差別解消推進会議への事例報告（案）

### 事例報告の考え方

報告する事例は、以下のとおりとする。

- ①福岡市障がい者差別解消推進会議（以下「推進会議」という。）で検討が必要な課題等があると、福岡市障がい者差別解消推進会議相談部会（以下「相談部会」という。）で認めた事例
- ②条例の周知・啓発について、推進会議で広く意見を求めたいと相談部会で認めた事例
- ③合理的配慮の好事例であると相談部会で認めた事例
- ④その他、相談部会で必要と認めた事例

### 報告する事例の決定方法

- （1）相談部会に報告した事例から決定する。
- （2）事例の決定にあたっては、原則として相談部会出席委員の反対がなかった事例のみとする。
- （3）事例の決定にあたり、推進会議が原則公開であることをふまえ、本人や当事者・関係者等の個人が特定できる事例は報告しない。
- （4）報告する事例がなければ、推進会議への事例報告は行わない。

### 報告書の作成

- （1）推進会議へ報告する事例は、事務局で報告書を作成し、相談部会に報告後、直近の推進会議に報告する。推進会議に報告した結果を、直近の相談部会に報告する。
- （2）報告書作成にあたり、個人情報に該当する内容は、原則記載しない。報告内容についても、個人等が特定できないようにする。

※報告様式については、別紙「推進会議事例報告（案）」を参照

### 推進会議での事例報告にあたっての注意事項

- （1）事例報告は事務局で行う。
- （2）推進会議が原則公開であることをふまえ、個別・具体的な内容についての質問は受け付けない。質問があっても回答しない。
- （3）推進会議及び相談部会を兼任する委員は、守秘義務を遵守し、相談部会で知り得た個別・具体的な内容について、推進会議で発言等を行わない。

## ○事例報告書

### (1) 推進会議で協議・検討が必要な課題等がある事例

事例①	
問題点	
課題等	

### (2) 条例の周知・啓発について、広く推進会議で意見を求めたい事例

事例①	障がいに関する理解不足について
問題点	任意同行を求められた知的障がいのある方に対して、警察署では、取り調べの際、一定の配慮がなされたが、療育手帳など障害者手帳の制度が十分に認識されていなかった。
課題等	障がい者差別の解消に向けて、法律や条例のみならず、障害者手帳の制度など、障がいに対する理解を深めていく必要がある。

### (3) 好事例

事例1：〇〇〇〇について

内容	
ポイント	
対応	

事例2：〇〇〇〇について

内容	
ポイント	
対応	